

公告越税第３３－２００８号

公売公告

令和７年８月２１日

埼玉県越谷県税事務所長 印

(埼玉県総務部個人県民税対策課扱い)

下記により、差押財産の公売をします。

国税徴収法第９５条及び第９９条の規定により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価額		別紙公売財産目録のとおり	
公 売 の 方 法	せ り 売 り		
公売参加申込期間	令和7年8月22日13時00分から 令和7年9月 9日23時00分まで		
公売保証金提供期限	令和7年9月 9日23時00分まで		
せり売り・入札開始日時	令和7年9月16日13時00分から		
せり売り・入札締切日時	令和7年9月18日23時00分まで		
公 売 場 所	KSI官公庁オークションが提供する公売に関するインターネットオークションシステム上		
開札の日時（入札の場合）	令和 年 月 日 時 分	場所	上記公売場所に同じ
最高価申込者の決定の日時	令和7年9月19日10時00分	場所	埼玉県越谷県税事務所
売却決定の日時	自動車・不動産	令和 年 月 日 時 分	場所
	動産	令和7年9月19日17時00分	場所 埼玉県越谷県税事務所
代 金 納 付 期 限	令和7年9月26日14時30分		
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条に該当しない者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者		
そ の 他	1 公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。 2 公売に参加しようとする者は、公売参加申込期間に、所定の公売参加申込手続を行う必要があります。 3 公売参加申込期間及び公売（せり売り・入札）期間には、KSI官公庁オークションが提供する公売に関するインターネットオークションシステムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 4 公売保証金の納付方法はクレジットカードによる納付のみです。 5 公売公告に記載されている内容は埼玉県ホームページに掲載されます。 6 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、埼玉県が適格請求書を交付します。ただし、適格請求書発行事業者登録が取り消されている場合は、適格請求書の発行はできません。 7 その他については、埼玉県インターネット公売ガイドラインによります。		
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を埼玉県越谷県税事務所（埼玉県総務部個人県民税対策課扱い）に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、当事務所納税・個人県民税対策担当に用意してあります。		

公売手続を説明した「埼玉県インターネット公売ガイドライン」が当事務所納税・個人県民税対策担当に備え付けてあります。

公売公告 越税第 33-2008号(別紙)

公売財産・公売保証金及び見積価額

[illegible]